明治中期における天台宗宗務組織第六五回天台宗教学大会 \mathcal{O} 展開

藤田 和 敏

教導職制度に取り込まれ、 の教義を踏まえた新たな宗務を実施することなったのである 祭祀を執行 年の神仏合同大教院廃止に伴い教部省が発令した「信教自由 |仏分離令によって甚大な打撃を蒙った。さらに、明治五年に開始された教部||祀を執行して教線を伸ばしていた天台宗は、明治元年(一八六八)に新政府 |の東照宮 や大 に併設 他の仏教教団と共に神道に基づく国民教化政策に従事したが、 され た神宮寺を末寺 Ļ 王一実神 の口達」を契機に、 道に基づ いた が 省 による 発令 仏 天台

作られるが、宗内での紛争が原因で円滑な運用が妨げられたこと、④明治一七年に出され 堂塔伽藍を復興させるために、明治政府の支援の下で久邇宮朝彦親王を会長とする崇叡会 さ 以下の点を指摘した。すなわち、 た太政官布達第一九号の規定により宗制寺法を制定することになり、『天台宗宗制寺法』 が組織され、 て本末を維持する事」の二大綱が決定されたこと、 れ、 同一八年六月に内務省より認可されたことなどである。 発表者は、 教団運営の基本方針となる「学林を扶起して教行を翼張する事」、 拙稿において右のような経緯で始まった天台宗宗務組織の形成過程に 全国的な勧進活動が展開されたこと、③大会議によって初めての教団 ①明治一三年に天台宗初めての議会である大会議 ②著しい荒廃の状況にあった延 「宗務を改理 |規則が 暦寺の が開い

に巡教して教線の 職員の芦津実全は、 発表者が明らかにしたように、明治一〇年代後半から天台宗の布教活動を主導した宗務庁 の内容と、 本発表では、拙稿の成果を踏まえて明治中期における宗務組織の展開について検討する。 逢着した問題点につい 回復に努めたが、そのような教団の状況を踏まえて、神仏分離令の影響で停滞する教団の現状を嘆き、 、そのような教団の状況を踏まえて宗務庁が展開した施 て論じてみたい 西日本各地を精力的

『天台宗宗則』 \mathcal{O} 制 定

たものと評価できるが、 家学生式』に基づいた教育課程と、それに結び付けられた教師等級は天台宗の理念を示し 0 • 枠組みを継承 住職任免方法などを規定した乙第二大綱一三章の全二三章構成になってい 八五) に成立 し、僧侶の教育課程を定義した甲第一大綱宗制 明治二一年に早くも改正が議論されることになった。 した『天台宗宗制寺法』は、同 一三年の大会議における 一○章と、寺格・ 教師 一山

天台座主大杉覚宝代理の村田寂順が開会旨趣を読み上げ、 た議員三六名と番外議員一五名が滋賀院に召集された。 ・本山 四月二五日に会議の開催が各府県の宗務取締に下達され、六月一日に各府県か I 維持 之を怠る者は多し、 布教活動を停滞させた原因になっていることなどを論じてい の三点にあることを示すとともに、 (中略)憲法制規の厳ならさるに依らさるは 「布教の点に至ては(中略)之を勉むる 四日から行われた本会議の冒頭で 議題が宗制寺法の改良・興学布 なし」と、 ら選ば

甲一二章・乙一〇章で構成される『天台宗定則』 が制定され、 九 月 八 日

がえる。すなわち、 大臣 かし、会議後に宗務庁より出された通達から次の六点が規定されたことがうか の認可を受けた 収、④学林 ①天台座主の公選、 制度の定義、⑤大教区 管見 \mathcal{O} 限りでは ②宗務庁幹部 原本を見出 の設置、⑥宗務庁 と各地 せておらず、 方宗務正副取 の移転である。 締の公選、 の詳 は 不

期は三年であった。 寅宗達第二号」から、 開票が行われ、三浦実源が当選した。明治二六年三月に三浦は改選を迎えており、任が四等別格寺以上末寺住職・各府県宗務正取締とされていたことが分かる。 [三月一六 天台座主の公選は、 所撰者(被選挙権者)が探題の職にある僧侶七名、能撰者(選挙権 大杉の遷化後に選挙の実施を示達し た明治二三年二月一〇 · 日 「庚

された。宗務庁幹部については明治二一年九月一〇日(12)。②宗務庁幹部と各地方宗務正副取締の公選は、明治 している。任期は宗務庁幹部・各地方宗務正副取締(13)。 (13)。 課長に清見淑栄、学務課長兼文書課長に坊城皎然、 公表されており、 総務局長に中山玄航、 庶務課長兼議事課長に福恵道貫、法務課長兼教務 二一年七 「宗務庁告示戊子第五号」で結果が 月 の通達により実施が指示 が当選

担する新たな財源が設定されたのである。明治二二年度の宗務庁会計出納報告では歳入七 開始が通達されている。従 ③職階義納金の徴収は、 寺院課金が存在したが、興学布教と本山維持のために教師等級に応じて住職個 職級義納金は二四八円四三銭八厘と少額に止まっていた。四円六四銭三厘四毛のうち諸寺院課金が五〇二九円二五銭五厘と約七割を占め 従来は主たる賦課金として寺格に応じて末寺に割り付 明治二一年九月一九日「宗務庁戊子達第六号」で七月 人 け が毎年負 6 分 れる諸 てお

四年、小学林が二年の修学期間とされた。 (18)された一月一五日「己丑告第弐号」で教育課程が示されており、大学林が五年、 は小学林・中学林・大学林・大学林支校の四種類にするとされ、明治一八年『天④学林制度の定義は、明治二二年六月一三日の「己丑宗達第七号教育例」にお 寺法』での教育制 度の枠組みが引き継がれた。「己丑宗達第七号教育例」に先行して下達 明治一八年『天台宗宗制 いて学校 中学林が

命されており、表1で示した教長の選出苻県から、育・女で、『ここでを教会が任とが規定されている。「己丑宗達第六号」で総教長、七月一三日付の任免辞令で教長が任に全国を九つの大教区に分け、教区ごとに大教長、府県ごとに教長・副教長を設置するこに全国を九つの大教区に分け、教区ごとに大教長、府県ごとに教長・副教長を設置するこ 第三教区が山陽・四国、第四教区が東海、第五教区が九州、第六教区が 教区が関東東部、第九教区が東北であったことが分かる。 ,山陰、 第七教区が

草寺伝法院から滋賀院に移されることになった。⑥宗務庁の移転は、明治二一年九月一九日「完務庁戊子告第七号」で示達されてお り、

以上の その実行は膠着した。宗務庁 日に新任者に辞令を御手渡しに成りたり」と天台座主に辞任を嘆願 「総務局長を始め情願の廉を座主猊下には御斟量ありて、去る十一日解免になりた ように、 て総務局長は石室孝暢、 学務兼文書課長は吉田源応、 『天台宗定則』によって新たな教団の運営方針が打 明治二二年一〇月二六日に第五教区で九名、 法務課長は坊城皎然、 の幹部職員は、選挙からわずか二ヵ月後の明治二一年一 会計兼山務課長は筧舜海に交替されの城皎然、教務課長は奥田貫照、庶務 教務課長は奥田貫照、 一二月一三日に第八 ち出されたのである しており、 た² た² 兼 議 事 教区 選挙

を発生させてお 月段階で一三校が認可され 発生させており、諸納金の納入を督促する通達が相次いで出された。 (25)一四五〇円三九銭四厘七毛を要したことなどから一三三〇円五三銭二厘五毛の歳入不足 名が任じられたことに止ま たのみであ みであった。また、明治二二年度会計は前年度借入金返済っており、各府県下に設置すべき中学林も明治二二年一一(23)

で五

がえるのであり、 仏分離令によって教団が受けた痛手は人材や財源 理念と現実との乖離を埋めることは明治中期に至っても の面から見ても深刻であったことが 難しかった

宗政 \hat{O} 停滞と天台座主選挙結果の 取

何せん」と述べられているように、崇叡会の募集金は滋賀県による管理の下で運用される素より支出すべきものにあらず、而して其利潤僅に本会の需用常費を弁するに止まるを如 治二二年九月二〇日 塔伽藍保存のために明治一五年に設立された崇叡会は、同二○年までに五○万円 とはできなかったのである。 ことになっており、 目指していたが、 |された。滋賀県の土木技師による設計見積金額は一万〇八一六円 同二一年八月段階で募集金額は一八万六〇〇〇円余に止まって 末寺一ヵ寺あたり一円が三ヵ年にわたって徴集されることにな 目標額に達しない状況で根本中堂の修繕に支出する利潤を生み出すこ 「崇叡会己丑達第壱号」で「募集の元金は既に滋賀県庁の 九 八月 九 日 、 荒廃が進んでいた根本中堂を修繕する工 監護を受け、 九 $\widehat{2}\overline{\underline{z}}$

表されて 集めたことを報告している。しかし、一○月三一日に総工費が二万四一○○円余に膨れ上方を担当した清見淑栄と田中孝永は明治二三年一月一七日に帰山し、三○○○円の篤志を する篤志勧募のために東部・ されており、財政難に拍車がかったことが示されるとともに、 一〇月二三日に、 財政難に拍車がかかった。 臨時営繕部を宗務庁内に設置するとともに、 一一月二二日に西塔転法輪堂 • 横川 中堂の の修繕計画が発し円余に膨れ上 西部地

り立てて届け出るよう厳達された。種の責め」を免れない者が存在するので、 むを得ない事情がある者は具陳することが告諭されたにも拘わらず、 一年六月一三日に徒弟の養育を怠る一三等寺以上の末寺に対 布教活動も低調が続いた。明治二二年一二月 同二三年三月一五日までに徒弟無き者は必ず取 一三日 して厳しく対処すること、や 「己丑告第六号」 届け出を怠り では、

像あるを知て仏性あるを知らず」であ このような宗務庁 の方針に反発する論説が『四明余霞』に掲載された。 ŋ 次 のことが 論じら れ 7 11 る。 鷲谷順信 \mathcal{O}

林の設置ある幾県なるや、大学林入校の生徒も亦幾県より幾人出るや、(中略)吾か 計会住 派寺院子弟を養育して断仏種たらしむる勿れ 円頂累々 如きは、 範たる人 職は度々集額胸撫する処なるも、未た其の手段に至らす、且又僻陬の地たるや、 山を成すも、 僅少の疲弊寺院のみなれは、即今的切なる中学林設置方法に於てハ、 材に乏し、 伝道の法器とは云ふ可からす 是を他に聘用するの資途も亦無し、 の厳命あ り、(中略)然るに現今中学 (中略) 飯袋子と云ふ

なわち食べるだけの役立たずが累々山を成すだけだと主張している。務める人材も欠いていることから、このような状況で徒弟を養育しても、 の自坊がある長崎県は疲弊寺院ば かりであり、 中学林を設置する余裕がなく、 「飯袋子」、

で辞意を表明し、一〇月九日に遷化した。後任を決める投票は二五日に開票され、中山玄圧倒的多数の支持を受けて留任することになったが、明治二七年九月二〇日に病気の悪化 等別格寺以上末寺住 キ御留任ヲ請フ意見」が一六一名、 年三月に満了を迎えた。 が一二五点と、 .然として宗政が行き詰まる中で、先述した通り天台座主である三浦の任期が 八八点を得た村田寂順を押さえて当選している。一〇月九日に遷化した。後任を決める投票は二五日に開票され l職と各府県下宗務取締による投票が行われた。結果は、「改選法ヲ省た。所撰者全員が三浦の留任を求めたために、その是非をめぐって四 「宗則規定ニ拠リ改撰ヲ望ム意見」が七名と、 明治二六 三浦は

以下のように説明されて 則』の規定に違反したためとされた。宗務副取締の投票数は八〇票に達したの日「甲午宗達第五号」に示された能選者が宗務副取締にまで拡大されたことが このような違反が行 り選挙結果の取消を命令した。その理由は、選挙の実施を通達した明治二七年九月二二 山の天台座主就任について内務省はなかなか認可を出さず、 れている。 (3.8) おれた裏面の事情が『明教新誌』の論説 「諸本山住職撰挙に就 明治二八 年二月二五 であるが 『天台宗宗 て」で 日に

(史料2)

して檄を四方に伝へ、撰票を他の某甲大僧正に投ぜしめたるには非ざる乎 自ら其職に就くことを厭ひ、之を遁れんとするに路なきを困み、 位に在り、而して一宗の公衆亦皆其座主たるに適当なるを知る、 め、而して始めて其投票の多同を得たる者なり、(中略) 某甲大僧正は候補者の第一 を四方に伝へ、 天台宗座主公撰の挙あるや道路相伝へて言ふ、頗ぶる威望ある二三の者相結托 且つ其能撰の資格あらざる者数十名を挙げて以て能撰 然れども某甲大僧正 乃ち二三の者に使嗾 の事に与からし て檄

い競争が存在したともされており、直面する課題の困難さを憂慮する気持ちが実施要領を左右できる立場にいた。この選挙をめぐっては、宮門跡派と山門派 二三の者」に対して中山に投票する運動をするよう使嗾したとされている。 される存在であったからである。しかし、村田は天台座主への就任を忌避し、「威望ある のほどは分からないが、村田は明治二七年二月一〇日より総務局長の職にあ三の者」に対して中山に投票する運動をするよう使嗾したとされている。(こ のような行動を取らせたと考えることもあながち的外れではないだろう。 期の宗教行政に深く関わった天台宗を代表する宗政家であり、「候補者の笋史料上の「某甲大僧正」は村田のことを指している。拙稿で指摘した通り、 この選挙をめぐっては、宮門跡派と山門派による激し 「候補者の第一位」に目 村田を 村田は 900 論説 選挙の 明治 して 0 真

舵取り役を欠くような追い詰められた状況の中で、 先述した通り、 田 の前任の総務局長であった石室孝暢も再三にわたって辞意を表明していた。た通り、『天台宗宗則』制定直後にも宗務庁幹部職員が挙げて辞任を嘆願し 論を行う必要が生じたのである。 再度教団が目指す方向性に うい 宗政 て抜 てお

三 『天台宗憲章』の制定

に 明治二八 「従来ノ 旧記ヲ貯蔵スル者ハ之を集輯シ以テ編纂ノ材料トシ、又自治ノ宗政元年(一八九五)六月二六日に宗制寺法改正編纂委員七名が任じられ、 ノ宗政ニ適 八月 時 対九 日 ル

の意見を徴することが示され出セシメ其参考ノ資糧ニ供セ 出法が出され、 セシメ其参考ノ資糧 規則改正の 内容が議論されることになったのであるれることになったのである。 た。そして、明治二九年四月二九3)。ショトヲ要ス」と、規則編纂のた コトヲ要ス」と、 **刈則編纂** のた に過去 4闔宗会

場合は抽選を行うこととした。前後→法臘の高下→年齢の高下 者に限ること、 認可を得た天台座主撰任法が示達され 選任方法として、 の開催に先立つ六月一五日に ②有資格者が二名以上存在した場合は、教師等級の高下 ①天台座主選任の資格を二等寺以上の現住職で探題の経歴を経た の順で高位の者を選任すること、 た。 発せられた「丙申宗達第七号」で、 その内容は、 天台座主の ③②の条件が 公選を廃止するとと →教師: 総て同 補任 E 内務大臣 日付 <u>ー</u>の \mathcal{O}

任法によって選ばれた天台座主は村田であり、六月二四日に内務省の認可を得た。という行為は教団の在り方として矛盾が甚だしいとの指摘がなされたのである。新たな選甚きなり」と、天台宗における全ての僧侶と檀信徒が師として仰ぐ天台座主を選挙で選ぶ 最勝の神職者にあらずや、此の神聖者にして末徒の選挙に依憑するものとするは、矛盾の るものは一宗一派の主権者にて、闔宗全派の門末が とも見逃せない。『四明余霞』掲載の論説 政指導の存在が想定されるが、宗内において天台座主の公選に懐疑的な意見があ 改正規則が制定される前に天台座主選任法が決定された理由には、内務省による強力 「管長撰挙法を廃すへ 仰て師事し、伏て尊奉する所の無比 し」では、「抑も 管長な ったこ

と第二編従典に分かれ、元典部分は一宗総会議全員と精査局精査員全員一致、従典部分は『天台宗憲章』は、全三四章であり、条文は二二六条に及んでいる。全体は第一編元典ために八月六日に宗憲実施期成会が組織された。期成会の請願委員と内務省との半年にわために八月六日に宗憲実施期成会が組織された。期成会の請願委員と内務省との半年にわらである。『天台宗憲章』の速やかな認可と改正事項の円滑な実施の二〇年代に各教団で頻発した紛争の解決に手を焼いた内務省は、規則の改正認可に慎重な二〇年代に各教団で頻発した紛争の解決に手を焼いた内務省は、規則の改正認可に慎重な 宗憲章』は内務省の認可を得る必要があったが、その折衝は難航した。なぜならば、 加して一八日から議事が進められ、 >圖宗会議は七月一七日に開会され、 翌月七日に結了 デリ七日に結了した。議論の結果まとめられた (488) 全国から選出された議員三○名と特選議員五 議論の結果まとめられた『天台 名が 明治

総会議については後述、精査局は各種会議の議決事項を精査する機関)。また、施行細則 として『天台宗宗則』が附属しており、全一〇号二一二条構成になっていた。 一宗総会議議員一〇分の六以上と精査局の賛同を得なければ改正できない とされた(一宗

礼禄金は、明治一八年『天台宗宗制寺法』制定に伴って定められた金額に比較すると、一表3のような一八級の寺格と教師称号・寺格金・住職補任礼禄金が設定された。住職補任 別格寺が一五円から二五円、二等別格寺が五円から二〇円など大幅な増額になっている。 改めて決定されたことである。すなわち、表2のような一四級の教師等級と義納金が は次の三点である。第一に、教師等級・寺格とそれに対応する負担金などの様々な体系 第二編と『天台宗宗則』において教団運営の具体的な枠組みが示されたが、 第一種総会議と第二種例年会議に分かれ、前者は教区ごとに選出された議員に 従来は存在しなかった定期的な議会である一宗会議が定められたことである。 後者は総会議議員より互選された議員が毎年一回定期開催するものとさ 重視され る

布教活動の基盤である教区が再定義されたことである。 教区は全国で三〇教区

後者は寺院教師の布教成績・檀信徒の信仰程度を精査監督する任務を担うとされ と、選挙を経ないで任命される教長・副教長が置かれ、前者は宗費の徴集などの が新たに設置された。 各教区には教区内寺院住職によって互選された宗務取締 ·同副取 諸宗務を、

宗憲実施期成会の結成は、困難な現実を少しでも理念へ近づけようとする教団を挙げた営 のあり方は大きく変化したといえる。『天台宗憲章』の新たな要素を含んだ詳細な規定や の表 定期的な議会の開催は末寺の意見を宗政に生かそうとする姿勢の現れであり、教団運営 れであ ったと評価できる。

わ

化させることになった。 会による勧進が十分に展開しない中で始まった根本中堂の修繕工事は、 るものではなく、 た規定を盛り込んだものであったが、 の活性化を図るための九大教区設定など、 で制定された同二一年 内 容を整理したい。 財源は大きく不足し、教育・布教活動ともに低迷が続い 『天台宗宗則』は、 明治 八八年 地方寺院の実情は 興学布教・本山維持という目標の達成を意図 (一八八五)『天台宗宗制寺法』を改正する形 新たな財源としての職級義納金や、布教活動 『天台宗宗則』の内容に対応でき 財政難をさらに悪 た。 また、

た僧侶の宗務に対する意欲を奪うほどのものであった。 座主や宗務庁幹部の公選制度は、 教団運営の膠着状況を打開する有効な手段が見出せない状況は、宗内で中心的 適切な人物を選出するという本来の機能を果たすことができなかったのである。 内務省による天台座主選挙結果の取消一件で見られたよ 『天台宗宗則』で定められた天台

趨は、 政を再建して興学布教・本山維持を図るものであったと評価できる。このような目標の帰 に委ねられたのである。 台宗憲章』で新たな教団運営の方向性を示した。それは、 天台宗は、『天台宗宗則』編纂以来の闔宗会議を開催し、 教区の再編成、賦課金の増徴を主たる内容としており、宗内の同意を調達しながら財 『天台宗憲章』の規定をどこまで実体化できるかという宗内僧侶 定期的 議論の結果として制定した に実施する一宗会議の設 一人ひとりの 灵

- 拙著 『近世の天台宗と延暦寺』(法藏館、二〇二〇年)。
- 近代』(吉川弘文館、一九九〇年)。(2)梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉』(東宣出版、 九 七一年)、 柏原祐泉 『日本仏教史
- 3] 六四、二〇二一年)。 二〇二二年)。
- $\widehat{\underline{4}}$ 拙稿「芦津実全と『真正哲学殺活自在論』」(『禅学研究』九九、拙稿「明治前期における天台宗宗務組織の形成」(『天台学報』
- $\widehat{5}$ 註 (3) 前掲拙稿。
- 6 『四明余霞』 五号・六号。
- 7 『四明余霞』 六号。
- 8 渋谷慈鎧編 『校訂増補天台座主記』(第一書房、 一九七三年)。
- 『四明余霞』二六号。
- 『四明余霞』二七号。
- 14 13 12 11 10 9 『四明余霞』 六三号。

 - 九号。
- 年間任期が延長され 宗務庁幹部は、 ∪れ (『四明余霞』四四号)、明治二五年八月二○日に改選の通達が出されている (『四明治二四年八月二○日に根本中堂修繕工事が継続中であったことなどを理由に一

四三号)。 明余霞』五六号)。 各地方宗務正副取締は明治二四年七月一 ○日に改選が通達され た (『四明余霞』

- 一八号。 録。
- 三号。
- 八号。
- 一〇号。
- 『四明余霞』二三号・二四号。
- る(『四明余霞』二四号・二九号)。 明治二二年一二月二〇日『四明余霞』二三号。 と同二三年五月二〇日に諸納金未納に 0 V て督促する通達が出され 7
- (26) 『四明余霞』二〇号。 (27) 註(3) 前掲拙稿、『 (30) 『四明余霞』二一号。 (30) 『四明余霞』二一号。 『四明余霞』
- 西塔転法輪堂 四〇号)。 ĴП 中 堂 \mathcal{O} 設計 額 は 万二八 五七円三六銭 七 厘
- 『明教新誌』二四三四号。
- (33)『四明余霞』・・・(32)『四明余霞』二四号、『明教新』。『四明余霞』二四号、『四明余霞』四度、『四明余霞』四道するものであった(『四明余霞』四(33))『明教新誌』三五五一号。)『四明余霞』八三号。)『四明余霞』八三号。 0 『四明余霞』七六号の論説 「奠都祭に就て」 カュ 5 鷺谷 \mathcal{O} 自坊が 長崎県に あ
-)註(3)前掲拙稿。)『明教新誌』三五〇二号。
- $\widehat{42} \ \widehat{41} \ \widehat{40} \ \widehat{39} \ \widehat{38} \ \widehat{37} \ \widehat{36} \ \widehat{35} \ \widehat{34}$
 - 『四明余霞』 一七四号。
- した。 『四明余霞』] 七三号。石室] 三四九六号。 石室は 再三 \mathcal{O} 辞 表を以 て遂に其椅子を返還せら れたり」 と強硬に辞意を表
- $\underbrace{53}_{52}\underbrace{51}_{50}\underbrace{60}_{49}\underbrace{48}_{47}\underbrace{46}_{46}\underbrace{45}_{44}\underbrace{43}_{43}$ 『四明余霞』『四明余霞』『四明余霞』『四明余霞』『四明余霞』『四明余霞』 - 〇二号。 - 〇二号。 - 二号・九

 - 〇四号。

 - - ○三号。 ○四号。
 - 三四六六号。
 - 〇四号。
 - 『四明余霞』 一四号。
 - 『天台宗宗憲』(大正大学図書館蔵)。
- $\widehat{3}$

表 2 教師等級と義納金

表 2 教即寺級と義納金				
等級	教師称号	義納金		
一級	大僧正	3円		
二級	権大僧正	2円50銭		
三級	僧正	1円75銭		
四級	権僧正	1円25銭		
五級	大僧都	75銭		
六級	権大僧都	60銭		
七級	僧都	50銭		
八級	少僧都	45銭		
九級	権少僧都	40銭		
十級	大律師	30銭		
十一級	中律師	25銭		
十二級	律師	20銭		
十三級	権律師	15銭		
十四級	教師試補	10銭		

表3 寺格と教師称号・負担金

寺格		教師称号	寺格金	住職補任礼録金
総本山				
門跡	門跡寺	大僧正		30円
別格寺	一等別格寺	同上		25円
	二等別格寺	権大僧正		20円
	三等別格寺	僧正		15円
	四等別格寺	権僧正		12円50銭
大寺	五等寺	同上	40円	40円
	六等寺	大僧都	25円	25円
	七等寺	権大僧都	15円	15円
直末寺	八等寺	僧都	12円	12円
	九等寺	少僧都	9円	9円
	十等寺	権少僧都	8円	8円
又末寺	十一等寺	大律師	5円50銭	5円50銭
	十二等寺	同上	4円50銭	4円50銭
	十三等寺	中律師	3円50銭	3円50銭
曾孫末寺	十四等寺	律師	1円50銭	1円50銭
	十五等寺	権律師	75銭	75銭
玄孫末寺	等外一等寺	教師試補	30銭	30銭
	等外二等寺	同上	20銭	20銭
	等外三等寺	同上	10銭	10銭

表1 九大教区の総教長・教長

表1 儿大教区の総教長・教長				
教区名	総教長	教長		
第一教区	奥田貫照	修多羅亮延(東京府自証院)、浮岳堯欽(神奈川県深大		
		寺)、固山亮宥(埼玉県中院)、鈴木栄純(群馬県真光		
		寺)、藤波儀善(山梨県法性寺)		
第二教区	三津玄深	松景仙空(京都府理性院)、岡厚順(大阪府東光院)、		
		金森祐賛 (奈良県金輪院)、原田行慶 (滋賀県本覚院)、		
		大聖寺実広 (和歌山県雲蓋院)		
第三教区	加藤慈晃	大谷智真(兵庫県斑鳩寺)、葉上実海(岡山県金山寺)、		
		清家義澄 (愛媛県安養寺)		
第四教区	高木習道	中村藤契 (愛知県密蔵院)、清水性啓 (三重県仏眼院)、		
		海老原順海(静岡県智満寺)、坂本実要(岐阜県横蔵寺)		
第五教区	甘井亮憲	一宮観亮(長崎県万松院)、伝弘応(熊本県延寿寺)、		
		円帰湛明 (宮崎県善正寺)、塀田定音 (福岡県妙音寺)、		
		坂井賢光 (大分県千灯寺)、嘉瀬慶範 (佐賀県安福寺)		
第六教区	小川賢教	岡田泰忍(島根県恵明院)、不二門智光(島根県大雲院)		
第七教区	三輪澄諦	木津行寛(富山県円隆寺)、津田堯信(新潟県国分寺)、		
		吉沢義道(長野県光前寺)、佐々木慈舜(石川県西養寺)、		
		永宮智天(福井県窓安寺)		
第八教区	彦阪諶厚	小野寺良顕 (茨城県逢善寺)、冷泉実田 (千葉県行元寺)、		
		太田純融(栃木県宝蔵寺)		
第九教区	高築亮宥	梅小路亮湛(宮城県仙岳院)、島田孝詮(福島県満福寺)、		
		太田浄由(山形県正楽寺)、柏道広(青森県報恩寺)		